



平成20年9月24日

各 位

イーバンク銀行株式会社
東京都千代田区内幸町1-1-7
代表取締役社長 松尾泰一
問い合わせ先：取締役CS本部担当役員 佐伯和彦
(電話番号 03-3509-6787)

定款の変更に関するお知らせ

当行は、平成20年9月4日開催の取締役会において、平成20年9月24日開催の臨時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議し、本日開催した臨時株主総会にて、原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、普通株式及び甲種優先株式とは異なる内容の株式の発行を可能といたしたく、乙種優先株式に係る規定の新設及びそれに伴う所要の変更に係る定款変更を行うものであります。具体的には、第2章の3として乙種優先株式に関する章（同章には、定款第10条の9（乙種優先配当）乃至定款第10条の14（取得条項（強制転換））の規定を新設します。）及び第2章の4としてその他優先株式に関する章（同章には、現行定款10条の9（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）及び現行定款10条の10（種類株主総会）に所要の変更を加えた定款10条の15（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）及び定款10条の16（種類株主総会）を規定し、また、定款10条の17（優先順位）の規定を新設します。）を新設するとともに、現行定款第5条（発行可能株式総数）、現行定款第5条の2（単元株式数）について、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>220</u>万株とし、当社の普通株式の発行可能種類株式総数は<u>180</u>万株、甲種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>40</u>万株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>265</u>万株とし、当社の普通株式の発行可能種類株式総数は<u>265</u>万株、甲種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>265</u>万株、乙種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>265</u>万株とする。</p>
<p>(単元株式数) 第5条の2 当社の普通株式及び甲種優先株式の単元株式数は、それぞれ<u>200</u>株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第5条の2 当社の普通株式、甲種優先株式及び乙種優先株式の単元株式数は、それぞれ<u>200</u>株とする。</p>
<p>第6条～第10条の8 (条文省略) (新設) (新設)</p>	<p>第6条～第10条の8 (現行のとおり) 第2章の3 乙種優先株式 (乙種優先配当) 第10条の9 当社は、第51条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙種優先株式を有する株主(以下「乙種優先株主」という。)又は乙種優先株式の登録株式質権者(以下「乙種優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式1株につき年7,500円(但し、乙種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。)の額の剰余金の配当(以下「乙種優先配当」という。)をする。但し、当該事業年度において第10条の10に定める乙種優先中間配当の全部又は一部を行ったときは、その額を控除した額の剰余金の配当をする。 ②ある事業年度において乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対してした剰余金の配当の額が乙種優先配当の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。 ③乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対しては、乙種優先配当を超えて剰余金の配当を行わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(乙種優先中間配当) 第10条の10 当社は、第52条に定める中間配当を行うときは、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当の額の2分の1に相当する額の金銭による剰余金の配当(以下「乙種優先中間配当」という。)をする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(残余財産の分配) 第10条の11 当社は、残余財産を分配するときは、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先株式1株当たりの払込金相当額(以下「乙種優先残余財産分配額」という。)を支払う。 ②乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権</p>

	<p>者に対し乙種優先残余財産分配額の全額が支払われ、かつ、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し甲種優先残余財産分配額の全額が支払われた後に、なお残余財産がある場合には、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者は、乙種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p>
(新設)	<p>(乙種優先株式の議決権) <u>第10条の12</u> 乙種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p>(取得請求権(転換請求権)) <u>第10条の13</u> 乙種優先株主は、乙種優先株式の発行後いつでも、当会社に対して、乙種優先株式を取得することを請求できるものとし、当会社は乙種優先株式1株を取得するのと引換えに、普通株式1株を、取得の請求をした乙種優先株主に対して交付する。但し、取得の請求に基づく普通株式の交付を受けることにより銀行法に定める主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる者は、銀行法に定める認可を受けずに当該取得の請求をすることはできない。</p>
(新設)	<p>(取得条項(強制転換)) <u>第10条の14</u> 当会社は、当会社の発行する普通株式につき、証券取引所(本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。)への上場を申請した日又は店頭売買有価証券登録原簿(本邦以外の地域におけるもので同じ性質を有するものを含む。)への登録を申請した日に、乙種優先株式すべてを取得するものとし、当会社は乙種優先株式1株を取得するのと引換えに、普通株式1株を各乙種優先株主に対して交付する。</p>
(新設)	<p><u>第2章の4</u> その他優先株式に関する条項</p>
<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等) <u>第10条の9</u> 当会社は、株式の分割又は併合をするときは、普通株式及び甲種優先株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれをするものとする。 ②当会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、甲種優先株主には甲種優先株式又は甲種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。 ③当会社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、甲種優先株主には甲種優先株式の株式無償割当て又は甲種優先株式を目的とする新株予約権</p>	<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等) <u>第10条の15</u> 当会社は、株式の分割又は併合をするときは、普通株式、甲種優先株式及び乙種優先株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれをするものとする。 ②当会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、甲種優先株主には甲種優先株式又は甲種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、乙種優先株主には乙種優先株式又は乙種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。 ③当会社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、甲種優先株主には甲種優先株式の株式無償割当て又は甲種優先株式を目的とする新株予約権</p>

<p>の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。</p>	<p>主には乙種優先株式の株式無償割当て又は乙種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。</p>
<p>(種類株主総会) 第 10 条の <u>10</u> (条文省略)</p>	<p>(種類株主総会) 第 10 条の <u>16</u> (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(優先順位) 第 10 条の <u>17</u> 甲種優先配当及び乙種優先配当の支払順位は、第 1 に乙種優先配当、第 2 に甲種優先配当の順に優先するものとする。 ②甲種優先中間配当及び乙種優先中間配当の支払順位は、第 1 に乙種優先中間配当、第 2 に甲種優先中間配当の順に優先するものとする。 ③甲種優先残余財産分配額及び乙種優先残余財産分配額の支払順位は、第 1 に乙種優先残余財産分配額、第 2 に甲種優先残余財産分配額の順に優先するものとする。 ④甲種優先残余財産分配額及び乙種優先残余財産分配額の全額が支われた後の残余財産の分配は、甲種優先株式、乙種優先株式及び普通株式につき同順位とする。</p>

以 上